

理学療法士免許申請書類 1 名分の紛失について

平成 30 年 5 月 15 日
千葉県健康福祉部医療整備課
TEL 043-223-3881

理学療法士免許申請のため県に提出された理学療法士免許申請書類 1 名分を紛失したことが判明いたしました。

この申請書類は、本年 3 月に理学療法士国家試験に合格された方が、免許登録を行うために提出されたもので、申請を受理した保健所及び医療整備課から国への進達に係る作業の中で、紛失事故が発生したものです。

事案発覚後、保健所で確認した申請書類の写しをもとに、速やかに国に進達手続きを行いました。

このような事態を招き、申請者に多大な御迷惑をおかけするとともに、県民の信頼を損なうことになったことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1 理学療法士免許証の申請事務の流れ

- ① 申請者は、住所地の保健所に理学療法士免許申請書類（免許申請書、医師の診断書及び戸籍抄本）を提出
- ② 保健所及び都道府県（千葉県医療整備課）で内容を確認し、国へ進達

2 経緯

平成 30 年 3 月 28 日（水）

申請者が安房健康福祉センター（以下、「保健所」という。）にて、理学療法士免許申請書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、保健所担当者が申請書類を確認及び受理した。

平成 30 年 3 月 30 日（金）

保健所は、申請者から提出された申請書類 1 人分と、他に申請のあった看護師免許申請書類 29 人分を併せて医療整備課宛てに郵送した。同時に保健所から医療整備課宛てに文書管理システム上で、当該郵送に係る申請者の一覧が送付された。

平成 30 年 4 月 3 日（火）

医療整備課において、保健所から送付された当該郵便物を受領した。

本時点では、同時に申請のあった看護師免許申請書類 29 人分を確認し、進達作業を行っている。また、この時点で、医療整備課において、文書管理システムで保健所からの通知の確認がされていない。

平成30年5月8日（火）夜

医療整備課担当者が国へ進達した免許申請事務に関する確認作業の中で、文書管理システム上の通知を確認したところ、保健所から進達があったとされる申請書類1人分が未処理であることが判明した。

医療整備課では、当該申請書類の収受が確認できなかったため、当該保健所にも問い合わせを行ったが、申請書類の所在は分からず、紛失の疑いがあることが分かった。

平成30年5月9日（水）～

医療整備課内及び保健所内を再三にわたり検索を行ったが当該書類は発見できなかった。

3 事故への対応状況

- (1) 申請者には、平成30年5月14日（月）に紛失の経緯を説明し謝罪いたしました。
- (2) 国へ速やかに連絡し、保健所で確認した申請書類の写しをもとに、申請者に負担をかけることなく手続きを進めています。
- (3) 現在までに個人情報の流出は確認されておりません。

4 原因と再発防止策

(1) 原因

- ・保健所から申請書類一式が届いた際、別途文書管理システム上で通知された申請者の確認が徹底されていなかったこと。
- ・文書管理システム上で未確認の書類の確認を行うタイミングが遅かったこと。

(2) 再発防止

以下の対策を徹底します。

- ①文書管理システム上に新規の通知がないか、毎日確認を行う。
- ②保健所から申請書類一式が届いた際は、別途文書管理システム上で通知される情報と照らし合わせ、欠落がないか確認を行う。
- ③書類の郵送にあたっては、送付時及び受理時において郵便物取扱者と担当者によるダブルチェックを行うことにより、情報の伝達を確実にを行う。